

第八十九号

徳島県部等設置条例の一部改正について

徳島県部等設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十七年三月九日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県部等設置条例の一部を改正する条例

徳島県部等設置条例（昭和五十七年徳島県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第一条第六号を次のように改める。

六 商工労働観光部

第二条第六号中「商工労働部」を「商工労働観光部」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年五月一日から施行する。

提案理由

国、地方ともに地方創生の取組が急務となる中、県を挙げて、外国人観光客の戦略的な誘致等の創意工夫を凝らした観光政策を迅速かつ的確に展開し、もって本県経済の飛躍的發展に資するため、商工労働部を商工労働観光部に改組する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。